

令和元年度決算検査報告における 指摘事項について



令和3年5月27日(木)
内閣府遺棄化学兵器処理担当室

1. 指摘事項（別紙1）

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

「遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの」

2. 指摘事項の概要

（1）検査の結果

内閣府が平成26年度から平成30年度までの間に7受託者と締結した委託契約36契約において、受託者は、従事者が休暇を取得したり、委託業務以外の用務に従事したりするなどして、実際には委託業務に従事していないにもかかわらず、誤って業務実施報告書にこれらの日を業務実施日として記載していた。

そして、内閣府は、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、誤った業務実施報告書を基に算出された委託費を精算していた。このため、委託費約2,583万円が過大に支払われていた。

（2）発生原因

受託者において、業務実施報告書が勤務実態を的確に反映したものとなっているかについての確認が十分でなかったこと、また、内閣府において受託者に、業務実施報告書の提出に当たって、従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、委託費の額の確定に係る審査が十分でなかったことなどによる。

（3）当局（内閣府）が講じた処置

内閣府は令和2年9月に、7受託者から過大となっていた委託費を返還させた。また、同年4月に、受託者に対して、業務実施報告書の提出に当たっては、業務実施報告書と従事者の出勤状況に関する書類との照合を確実にを行うことを周知徹底（別紙2）するとともに、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させるなどして、業務実施報告書を十分に確認することとする処置を講じた。

－内閣府（内閣府本府）－

遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの

過大となっていた支払額(支出) 2583万円

1 遺棄化学兵器処理事業の概要等

(1) 遺棄化学兵器処理事業の概要

内閣府本府は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(我が国は平成7年9月に批准、9年4月に発効)、「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」(両国政府が11年7月に署名)等に基づき、中華人民共和国(以下「中国」)において、中国政府の協力の下で、旧日本軍が第二次世界大戦終了時までに中国国内に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっているびらん剤や嘔吐剤を含む砲弾等の化学兵器(以下「遺棄化学兵器」)の発掘・回収、廃棄処理等を行う遺棄化学兵器処理事業を実施している。

そして、同本府は、日本国内の企業等(以下「受託者」)と契約を締結し、遺棄化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等の業務を委託している(委託した業務を「委託業務」)。

(2) 委託契約の精算

委託契約書によれば、受託者は、委託業務の完了後又は四半期ごとに、業務実施報告書、領収書等を添付した支出状況報告書等を同本府に提出することなどとされており、同本府は、提出された支出状況報告書等を審査した上で支払額を確定して、委託費の精算を行うこととされている。

同本府及び受託者は、委託業務に要した経費を、委託業務に従事した者(以下「従事者」)に係る人件費、人件費に一定の率を乗ずるなどして算出する一般管理費等に区分することにしており、このうち、人件費については、従事者ごとに定められた日額単価に、従事者が委託業務に従事した日数(以下「従事日数」)を乗ずるなどして算出された額で精算することとしている。

そして、業務実施報告書には、従事者ごと及び月ごとに、委託業務に従事した業務実施日、業務内容等の勤務実績を記載することになっており、これらの記載内容に基づき、各従事者の月ごとの従事日数を算出することとしている。

2 検査の結果

委託契約のうち、26年度から30年度までの5年間に委託費の支払額が計5億円以上となっている9受託者^(注1)との委託契約66契約(支払額計526億1833万円)を対象に検査した。

業務実施報告書に記載された従事者ごとの業務実施日及び業務内容について、従事者の出勤状況に関する書類等を基に検査したところ、26年度から30年度までの間に7受託者^(注2)と締結した委託契約36契約(支払額計137億1412万円)において、受託者は、従事者が休暇を取得したり、委託業務以外の用務に従事したりするなどして、実際には委託業務に従事していないにもかかわらず、誤って業務実施報告書にこれらの日を業務実施日として記載していた。

そして、同本府は、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、従事者が休暇を取得するなどして委託業務に従事していないのに業務実施日とした誤った業務実施報告書を基に算出された従事日数により委託費を精算していた。このため、委託費計2583万円が過大に支払われていた。

このように、業務実施報告書が従事者の勤務実態を反映したものとなっておらず、委託費が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 9受託者 ユーロフィン日本環境株式会社、株式会社本間組、松花江(佳木斯地区)試掘事業のうち水中金属物探査に係る調査業務コンソーシアム、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社、フジミコンサルタント株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社JPM(平成28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム)、川崎重工業株式会社、一般社団法人シーソック

(注2) 7受託者 ユーロフィン日本環境株式会社、株式会社本間組、松花江(佳木斯地区)試掘事業のうち水中金属物探査に係る調査業務コンソーシアム、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社、

フジミコンサルタント株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社JPM(28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム)

3 内閣府本府が講じた改善の処置

同本府は、令和2年9月に、7受託者から過大となっていた委託費を返還させた。また、同年4月に、受託者に対して文書を発して、業務実施報告書の提出に当たっては、業務実施報告書と従事者の出勤状況に関する書類との照合を確実にを行うことを周知徹底するとともに、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させるなどして、業務実施報告書を十分に確認することとする処置を講じた。

府遺化第269号
令和2年 4月28日

委託業者各位

遺棄化学兵器処理担当室長
(公印省略)

業務日誌と勤怠記録の照合の徹底について

標記について、下記のとおり要請いたします。

記

1 概要

昨年度、会計検査院による委託業者に対する会計実地検査において、支出状況報告書に添付されている人件（要員）費の算定根拠となる書類である業務日誌と、委託業者が労務管理において作成する勤怠記録（出勤簿等）との照合において、勤怠記録で勤務実態がないにも関わらず業務日誌では業務（勤務）したこととなっているなどの不具合が見受けられるとの指摘を受けたところ。

2 要請事項

支出状況報告書に添付される業務日誌については、人件費の額の算定並びに確定の根拠となるものであることから、勤怠記録との照合を確実にを行い、証拠書類としての正確性についてより一層の確保を徹底されたい。

また、実地検査の指摘により、当室としても業務日誌と勤怠記録が適正に処理されているか確認を行う必要があるため、当面の間、勤怠記録を業務日誌の確認に必要な参考資料として、支出状況報告書と併せて提出されたい。